

令和6年9月

お客さま各位

コザ信用金庫

「定期預金規定」の改正について

平素より、コザ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下のとおり定期預金規定を改正致しますので、ご案内申し上げます。

なお、今般の改正につきましては、現定期預金にも遡及して適用させていただきます。

記

1. 改正する規定

- ・自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ・自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

2. 改正日

2024年9月2日（月）

3. 改正内容

新旧対照表参照

ご不明な点は、最寄りの店舗窓口までお問い合わせください。



地元と ともに

コザ信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/kozashinkin/>



自由金利型定期預金規定（大口定期預金） ・ 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

新	旧
2. (利息) この預金を「定期預金共通規定」第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×50% C. 1年以上3年未満……………約定利率×70% ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% F. 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90% ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80% G. 3年以上5年未満……………約定利率×90% ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70% G. 3年以上4年未満……………約定利率×80% H. 4年以上5年未満……………約定利率×90%	2. (利息) この預金を「定期預金共通規定」第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨て）のうち最も低い利率を適用します。ただし、各パターンで算出した利率のうち、最小利率がマイナスとなる場合は、0%で中途解約を行います。 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率 — (約定利率×30%) C. 約定利率 — $\left[\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨て）のうち最も低い利率を適用します。ただし、各パターンで算出した利率のうち、最小利率がマイナスとなる場合は、0%で中途解約を行います。 A. 約定利率 — (約定利率×30%) B. 約定利率 — $\left[\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]$



地元と ともに
コザ信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/kozashinkin/>

